

株式会社等の農地所有解禁法案

【農地法の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、農地所有適格法人以外の法人は、農地の所有権を取得できず、農地を借入れるにも特別の要件を満たす必要がある。

→ 農業分野への新規参入の障壁となっている農地所有に係る既得権益を打破することにより、農業の成長産業化を図り、将来的に良質で安価な農作物の供給等消費者の利益に資する農業を実現する。

株式会社等の農地所有の支障となる規制を全て撤廃し、全ての法人に農地の所有を解禁する。

現 行

改 正 法

農地所有適格法人以外の法人の農地所有は不可

※農地所有適格法人

- ・法人形態： 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
- ・事業内容： 主たる事業が農業であること。
- ・議 決 権： 農業関係者が総議決権の過半を占めること。
- ・役 員： ① 役員が過半が農業に常時従事する構成員であること。
② 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること。

法人の農地の借入れにおける制限あり

※以下の要件を満たさなければ借入れできず。

- 貸借契約に解除条件（農地を適切に利用しない場合に契約を解除）が付されていること。
- 他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること。

関係規定を全て削除